

古紙類の再商品化(有価物売払い)に関する仕様書

古紙類の再商品化(有価物売払い)に関する仕様書は、次のとおりとする。

1 法令等

引取りにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、その他の関係法令等を遵守すること。

2 品目(山口市の分別区分による。)

- (1)新聞(折り込みチラシ・公報を含む)
- (2)雑がみ
- (3)ダンボール
- (4)紙パック

3 売却期間

令和8年10月1日～令和9年9月30日

4 売却見込量

- (1)新聞 900トン
- (2)雑がみ 1,100トン
- (3)ダンボール 1,000トン
- (4)紙パック 2トン

なお、この引渡量は過去の実績を基に推計した量であり、売却量を保証するものではない。

5 引渡し方法及び場所

収集した古紙類を、引取り者が指定する場所に市が直接持ち込むことにより引渡しを行うものとする。

保管施設については、市内に古紙類を1日あたり50t程度が保管できるものとし、保管施設の床が、アスファルトまたはコンクリート舗装で、搬入トラック(4t塵芥車及び4tアームロール車)に十分耐える構造であること。

6 保管施設への搬入

「新聞」、「雑がみ」、「ダンボール」、「紙パック」の4種類に分け、紙ひもで束ねたものを4t塵芥車及び4tアームロール車にて搬入する。

7 計量

搬入時に引取り者が設置する計量器で計量するものとする。

- (1)使用する計量器は、計量法(平成4年法律第51号)の規定による計量検定を受けたものであること。また、古紙類を塵芥車等に積載したまま正味重量を測定でき、かつ、その数量を外部表示できるものであること。
- (2)計量は4品目それぞれについて行うこと。
- (3)市への報告は、市の求めるところにより、品目ごとの数量・搬入日・収集地域等を記載した計量伝票の形式をもって行うこと。なお、やむを得ず不適物分を差し引く場合は、その数量を報告し、市の承諾を受けること。
- (4)搬入を行った車両の運転手には、その搬入にかかる伝票を発行するものとする。

8 搬入日

市の指定する日の搬入に対応すること。なお、搬入日は以下のとおりとする。

- (1)月曜日から土曜日まで(祝日を除く)
- (2)日曜日・祝日のうち以下の日
 - 《令和 8 年》
 - 10月 12日(月曜日・スポーツの日)
 - 11月23日(月曜日・勤労感謝の日)
 - 12月27日(日曜日)
 - 《令和 9 年》
 - 1月11日(月曜日・成人の日)
 - 2月11日(木曜日・建国記念日)
 - 3月22日(月曜日・振替休日)
 - 5月 3日(月曜日・憲法記念日)
 - 5月 5日(水曜日・こどもの日)
 - 7月19日(月曜日・海の日)
 - 9月20日(月曜日・敬老の日)
- (3)年末年始(12月 29日から翌年 1月 3日まで)のうち以下の日
 - 《令和 8 年》
 - 12月29日(火曜日)
 - 12月30日(水曜日)
- (4)市が緊急に持ち込みをしなければならない事由が発生した場合

9 搬入時間

搬入時間は、午前8時30分から午後5時までとする。また、昼休憩時間の搬入にも、対応すること。

10 再商品化

国内での再商品化处理とし、書類および現地が確認できること。(輸出不可)

11 入札記載単価

入札書記載単価は、新聞・雑がみ・ダンボール・紙パックを同額単価として、1トンあたりの単価で入札書に記載すること。

12 契約の解除

次の事項のいずれかが発生した場合、または仕様書の内容が順守できない場合は、市は契約を解除することができる。

- (1)権利義務の譲渡行為
- (2)役員及び従業員の信用失墜行為
- (3)事故等の隠蔽行為
- (4)過失による重度なる事故
- (5)市への報告義務違反
- (6)有価物売払仕様書事項違反行為

13 その他

- (1)事故や災害が発生した場合、または作業上支障が生じるような事態が起きた場合は、速やかに報告すること。
- (2)その他、引渡しに関し調整を要する事項又は疑義が生じた場合は、協議して決定する。